

第3回 一般廃棄物最終処分場の候補地選定に係る住民説明会

- ①日時：令和6年10月9日（水）19時～
場所：下増田公民館 研修室1・2
- ②日時：令和6年10月11日（金）19時～
場所：館腰公民館 ホール
- ③日時：令和6年10月15日（火）19時～
場所：愛島公民館 会議室1・2
- ④日時：令和6年10月19日（土）15時～
場所：名取市役所 3階 第1～4委員会室

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 説明事項

（1）名取市のごみ処理の現状について

（2）これまでの選定経過及び今後のスケジュールについて

（3）候補予定区域について

（4）その他

4 閉 会

<ご質問等の連絡先>

名取市生活経済部クリーン対策課（5階北側）
電話（直通）022-724-7161
e-mail kuritai@city.natori.miyagi.jp

（1）名取市のごみ処理の現状について

平成14年度から、名取市、岩沼市、亶理町、山元町の2市2町で構成する「亶理名取共立衛生処理組合」で処理を開始しました。

家庭や事業所から排出されたごみは、岩沼市にある岩沼東部環境センター（平成28年4月稼働）へ搬入され、「焼却」と「再資源化」に分けて処理が行われます。焼却された後に残る「焼却灰」は、平成29年度より外部委託により管外へ搬出しています。

今後、焼却から埋め立てまで安定したごみ処理を行うため、最終処分場は必要な施設となります。新最終処分場を名取市域で建設することは、亶理名取共立衛生処理組合の基本方針となっていることから、市として候補予定地の選定を進めているところです。

（2）これまでの選定経過及び今後のスケジュールについて

候補予定地の選定については、選定過程の透明性を確保しながら、客観的、合理的な理由で選定を行うため、令和5年11月に学識経験者等5名で構成される「新一般廃棄物最終処分場候補地選定委員会」を設置しました。これまで4回の委員会を開催し、委員各位より助言等をいただきながら選定を進めてまいりました。

住民説明会については、令和6年3月と5月の2回開催しております。

項目	日時	場所	説明内容	参加者数
第1回	R6.3.2	名取市民体育館 第1会議室	(1)候補地選定の進め方について (2)建設可能エリアについて ※10箇所に絞り込み	17名
第2回	R6.5.11	市役所議会棟 第1～第4委員会室	(1)候補地選定の進め方について (2)建設可能エリアについて ※5箇所に絞り込み	15名

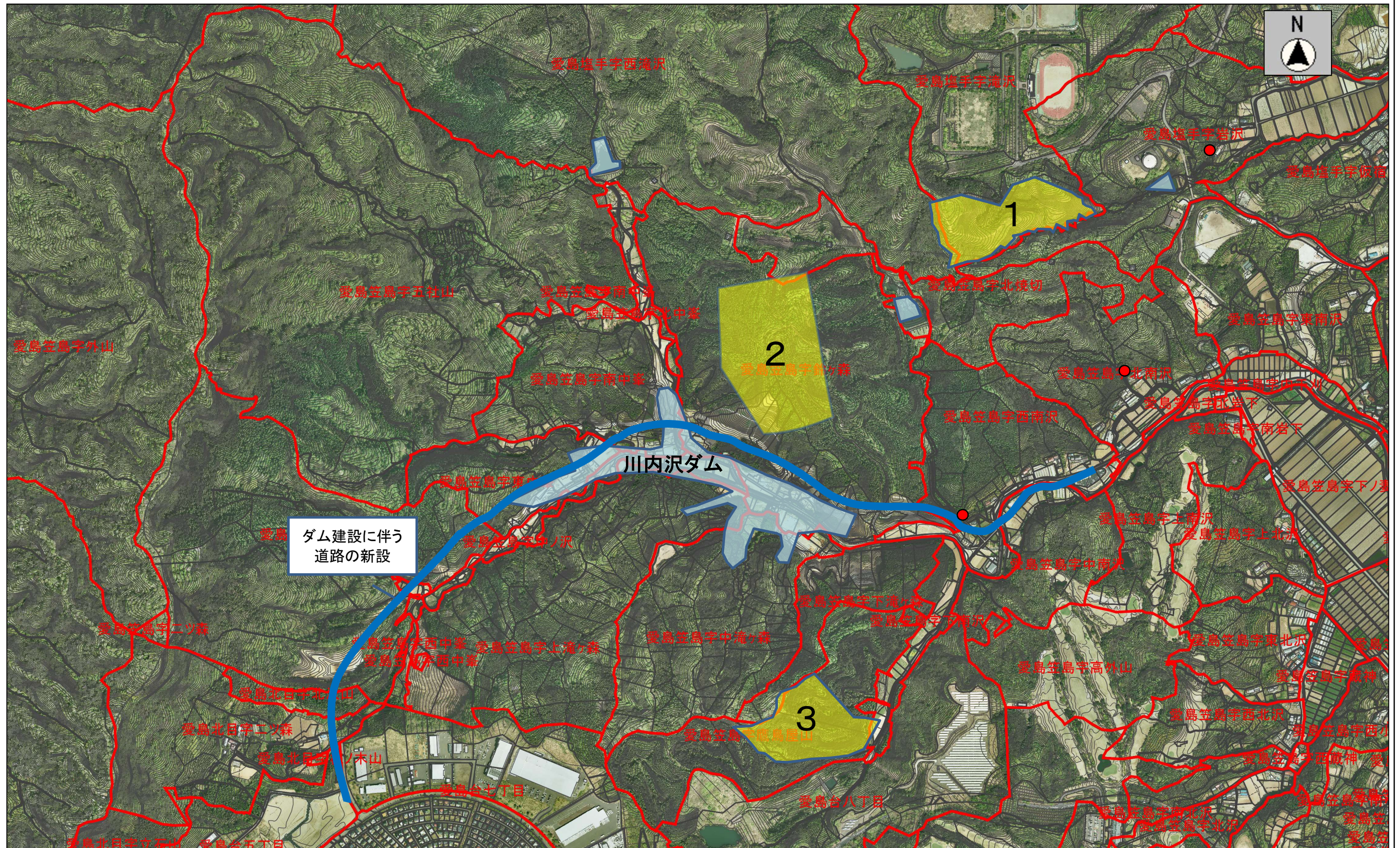
<今後のスケジュール>

令和6年8月30日 市から亶理名取共立衛生組合へ候補予定地に係る詳細調査の依頼
10月 第3回住民説明会の開催

※今後、亶理名取共立衛生処理組合において、詳細調査の実施に向けた準備を進めていただきます。調査結果については、着手から半年程度かかる見込みです。

（3）候補予定区域について

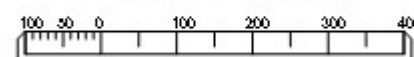
- ・2ページ～3ページ 航空写真による位置図
- ・4ページ～8ページ 地形図による詳細図



ダム建設に伴う 道路の新設

川内沢ダム

縮尺 1 : 10000

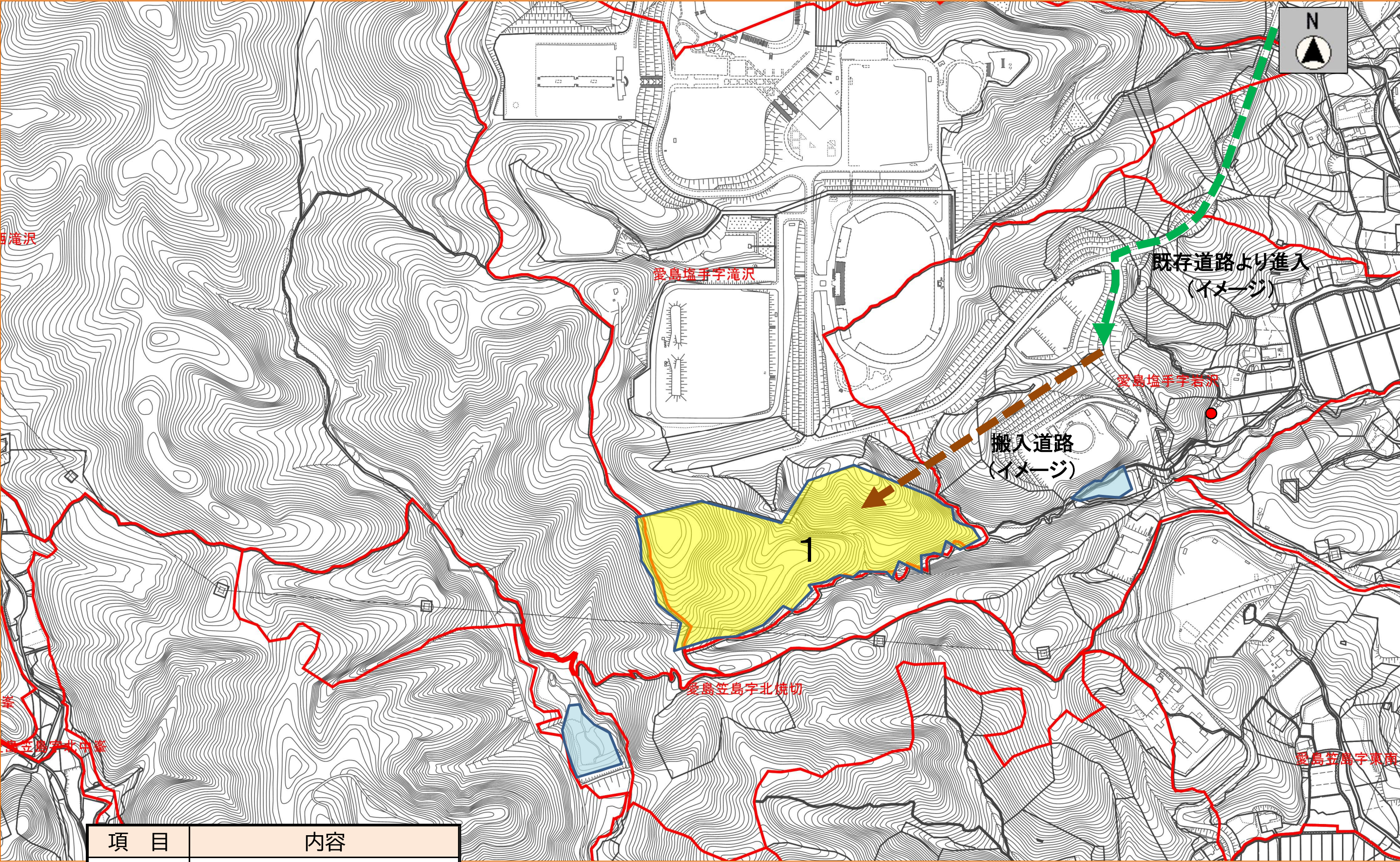


■ダム、ため池

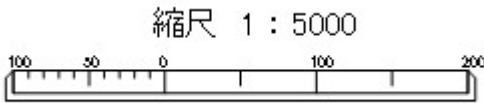
● 500m離れた最寄りの住宅



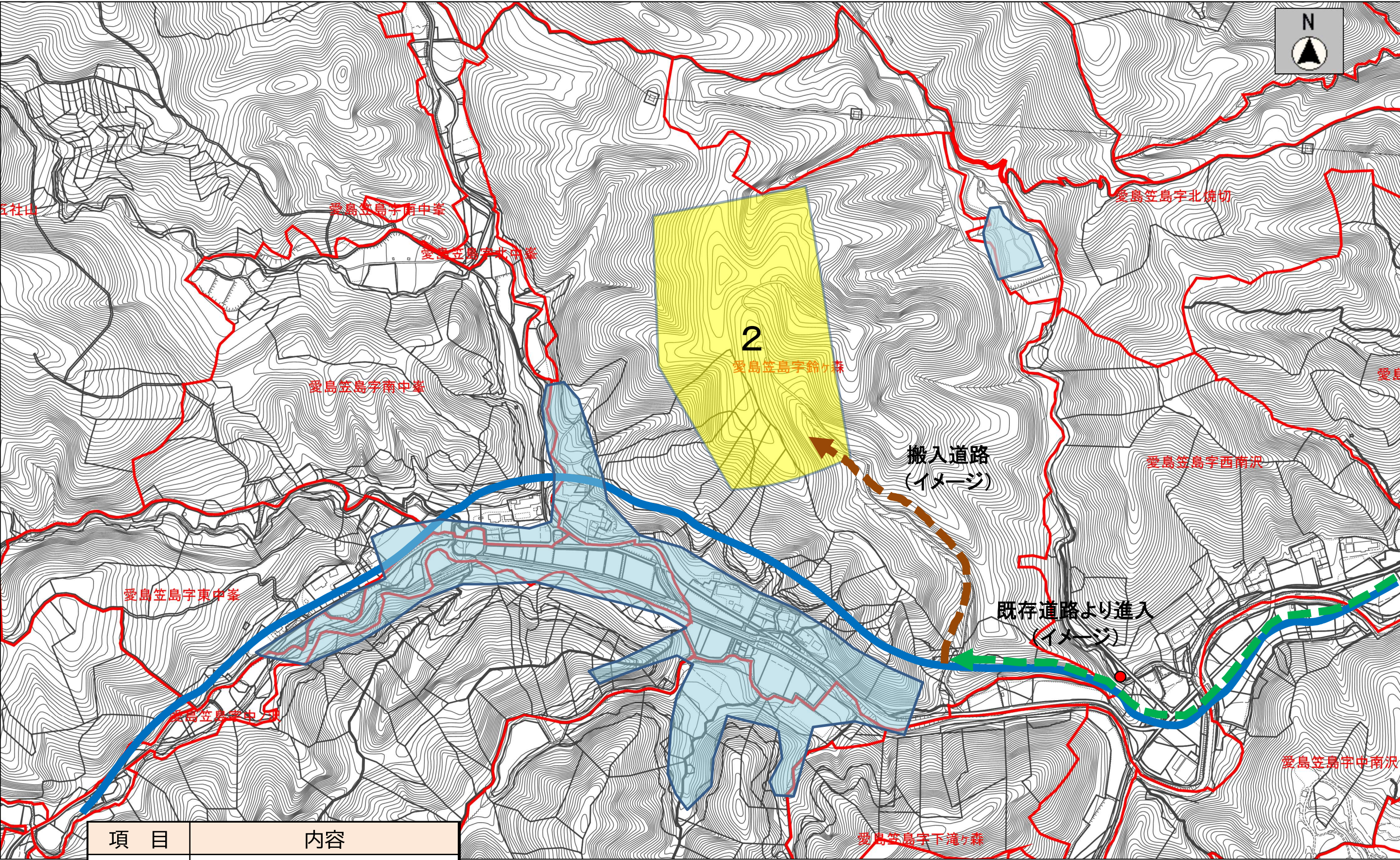
● 500m離れた最寄りの住宅



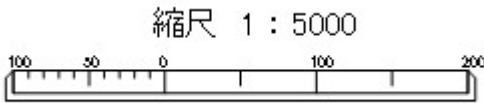
項目	内容
所在地	愛島塩手字滝沢地内
面積	約60,000m ²
現況	山林



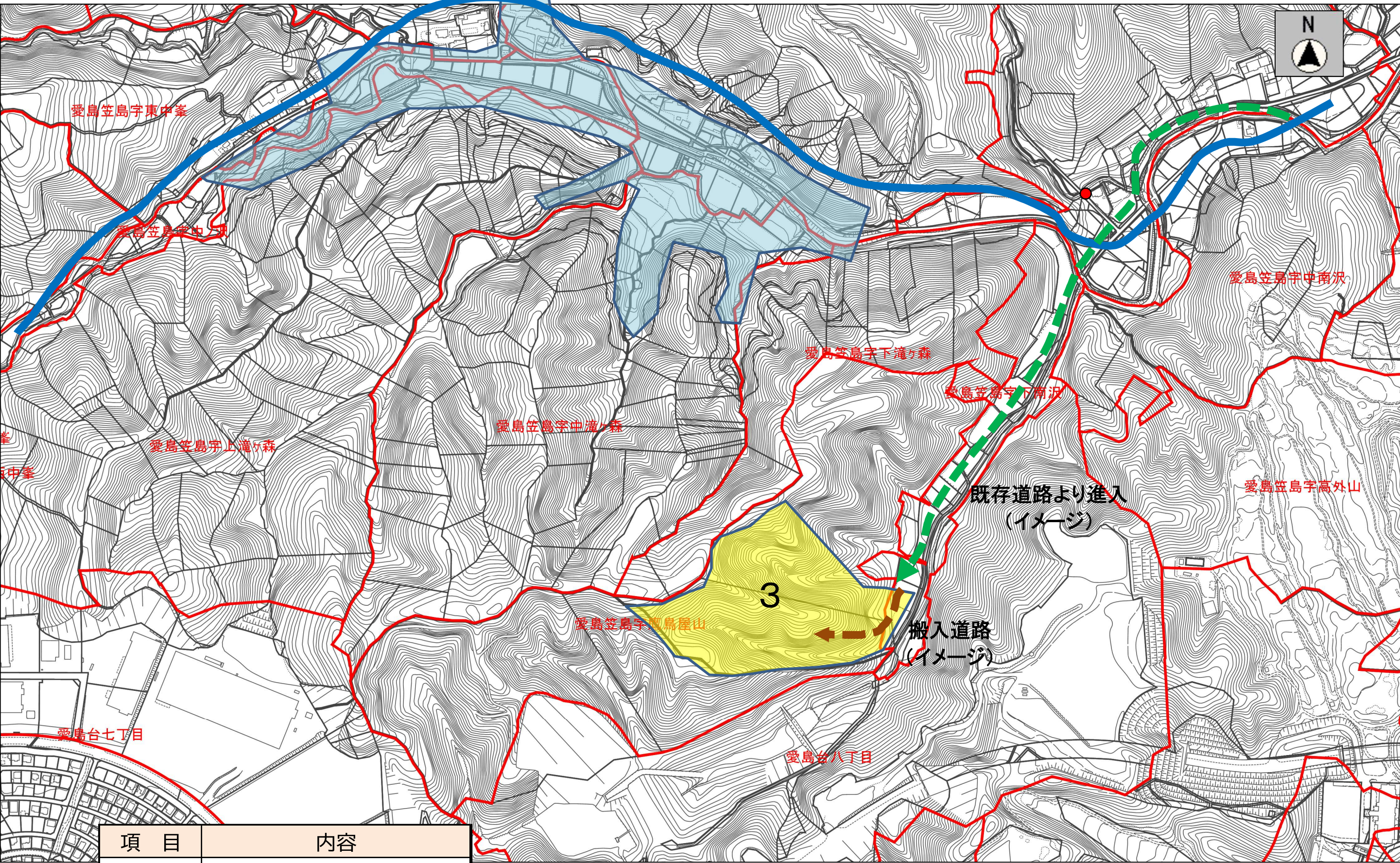
- ため池
- 500m離れた最寄りの住宅



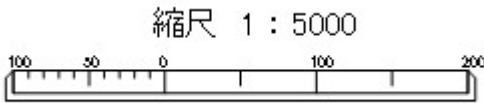
項 目	内 容
所在地	愛島笠島字鈴ヶ森地内
面 積	約70,000m ²
現 況	山林



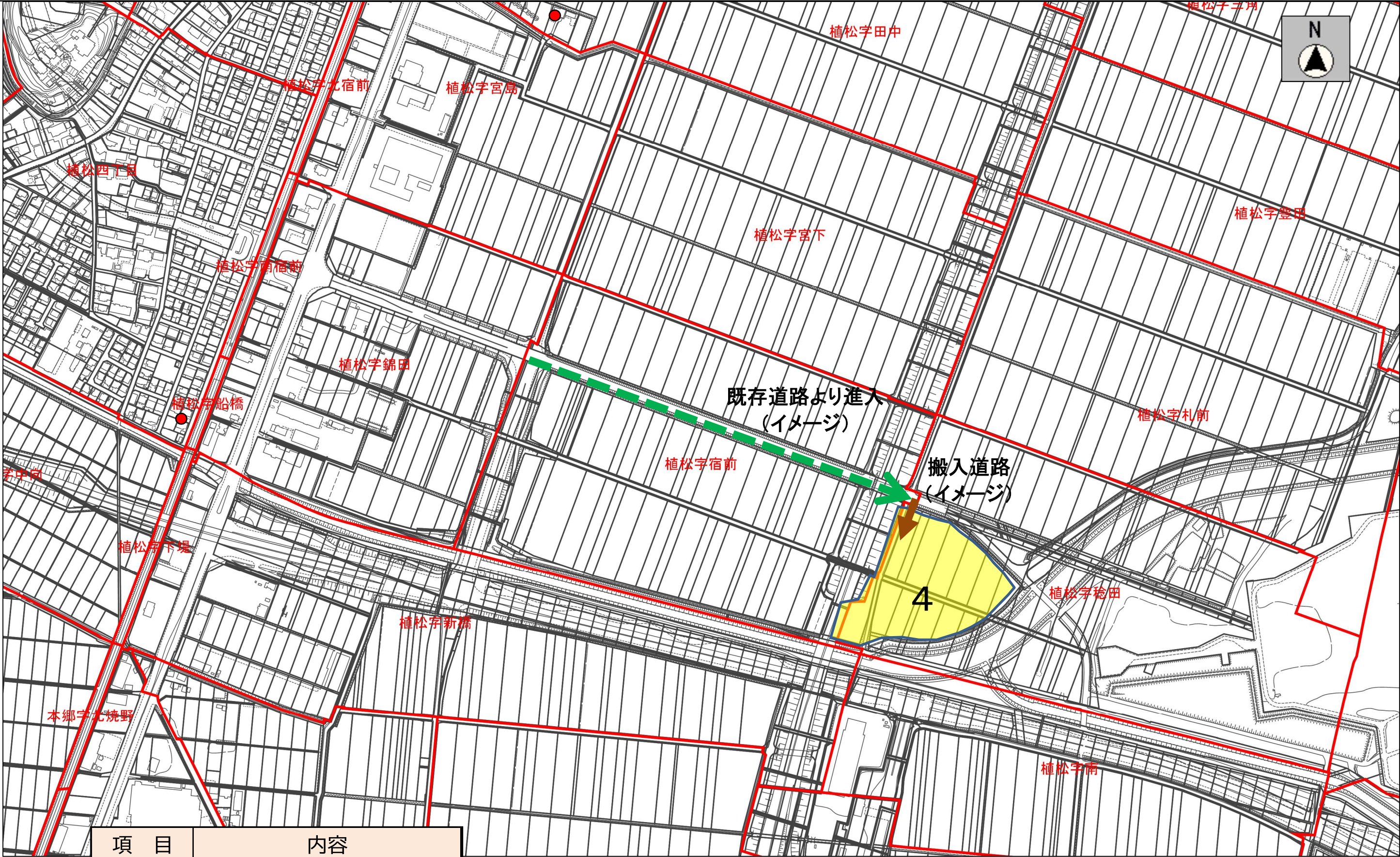
- ダム、ため池
- 500m離れた最寄りの住宅



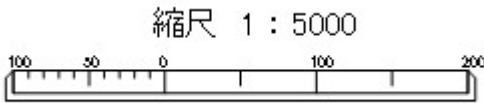
項 目	内 容
所在地	愛島笠島字鷹鳥屋山地内
面 積	約50,000㎡
現 況	山林（一部は畑）



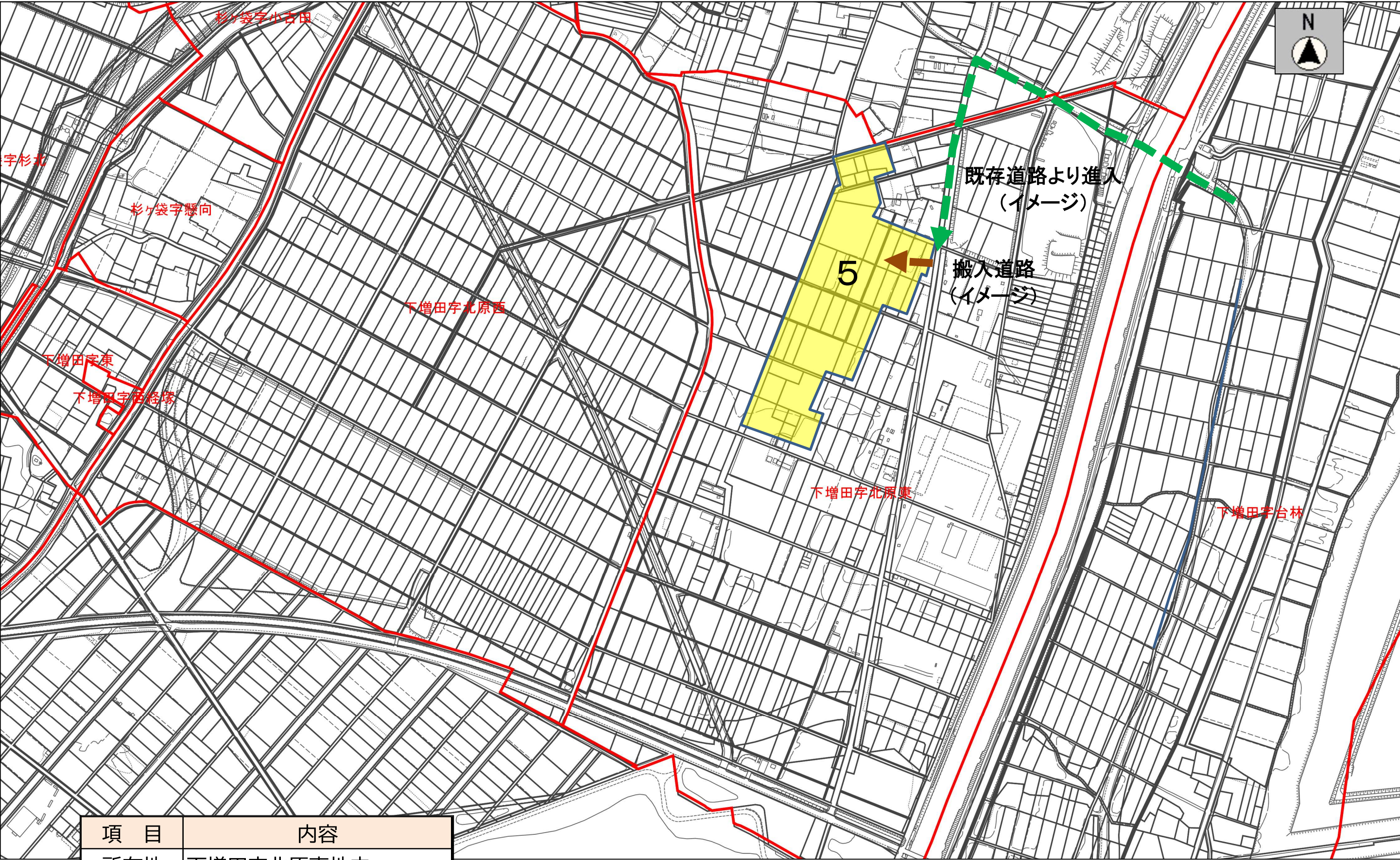
- ダム、ため池
- 500m離れた最寄りの住宅



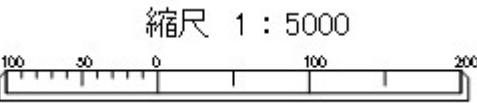
項 目	内 容
所在地	植松字穂田地内
面 積	約26,000㎡
現 況	田



● 500m離れた最寄りの住宅



項 目	内 容
所在地	下増田字北原東地内
面 積	約45,000㎡
現 況	田、畑



法的規制区域等について

・黒字…第1回候補地選定委員会了承事項

・赤字…第2回候補地選定委員会協議事項、第3回候補地選定委員会了承事項

「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版（（公社）全国都市清掃会議）」や、他自治体における事例を参考に、最終処分場の立地に関する法規制区域等について、名取市域に該当するものを整理。

（Ａ）法的規制区域

No	項目	内容説明
1	県自然環境保全地域 （特別地区・普通地区）	・良好な自然を県として保全していくことが必要と認められる地域。
2	国有林	・国家の所有する森林。
3	保安林	・水源の涵養、土砂の崩壊等災害の防備、生活環境の保全・形成等公益目的を達成するために指定する森林。
4	史跡・天然記念物	・史跡：貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で歴史上または学術上価値の高いもの。 ・天然記念物：動物、植物及び地質鉱物で学術上価値の高いもの。
5	都市公園	・都市計画区域において設置する公園または緑地。
6	土砂災害警戒区域	・土砂災害防止法に基づいて指定される、土砂災害のおそれがある区域。
7	土砂災害危険箇所 ・地すべり ・土石流 ・急傾斜地崩壊	・国土交通省の調査・点検要領に基づき抽出された、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの３つの土砂災害の危険性のある箇所。
8	地すべり防止区域	・地すべりによる崩壊を防止するため、排水施設、擁壁等を設置するとともに、一定の行為を制限する区域。
9	砂防指定地	・砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止する区域。
10	急傾斜地崩壊危険区域	・崩壊する恐れのある急傾斜地でその土地及び近くの土地の改変による危険を防止する必要がある区域。
11	農業振興地域 （農用地区域）	・市が策定する農業振興地域整備計画により決定される区域。農業振興地域内で集团的に存在する農地や、高生産性の農地等、農業利用を確保すべき土地として市が指定した土地。 ・原則として規制区域の扱いとするが、適地の一部のみに存在する場合または地形地物で遮断された区域については、当該箇所を候補地に加える。

（Ｂ）原則法的規制区域であるが候補地とする区域

No	項目	内容説明
1	市街化調整区域	・市街化を抑制する区域。 ＜加える理由＞ ・開発行為の許可等の手続きにより建造物の建設が可能であり、区域全体を候補地の対象に加える。
2	緑地環境保全地域	・自然環境を保全することが地域の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域。 ＜加える理由＞ ・生活環境への配慮は必要であるが、開発行為の届出等の手続きにより建造物の建設が可能であり、区域全体を候補地の対象に加える。
3	農業振興地域 （農用地区域以外）	・市が策定する農業振興地域整備計画により決定される区域。 ＜加える理由＞ ・農地転用等の手続きにより建造物の建設が可能であり、区域全体を候補地の対象に加える。

（Ｃ）生活環境への影響から除外すべき区域

No	項目	内容説明
1	住宅地からの距離	・500m程度の範囲に住宅がある区域は、候補地から除外する。

（Ｄ－追加）事業活動への影響及び将来の土地利用から除外すべき区域

No	項目	内容説明
1	事業活動区域	・ゴルフ場や採石場など現に経済活動及び事業活動に供する面的区域は候補地から除外する。 ➡建設可能エリア②
2	市の将来の土地利用計画	・市の今後の土地利用予定区域を除外する。 ➡建設可能エリア⑧・⑨

（Ｅ－追加）施設の安全性確保から除外すべき区域

No	項目	内容説明
1	活断層との距離	・活断層から1km以内の区域を除外する。 ➡建設可能エリア①
2	地層	・過去の公共事業で支障が生じた区域を除外する。 ➡建設可能エリア⑥